

意見書案第16号

オンライン本会議の実現に必要なとなる地方自治法改正を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 3年12月14日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者	取手市議会議員	落合 信太郎
〃	〃	海東 一弘
〃	〃	赤羽 直一
〃	〃	細谷 典男
〃	〃	石井 めぐみ
〃	〃	関川 翔
〃	〃	鈴木 三男

〔提案理由〕

令和3年11月2日、滋賀県大津市議会議長 桐田真人氏、同議会局長 清水克士氏が来庁され、地方自治法改正の実現に向けて、同時期に同趣旨の意見書を共に提出することについて依頼があり、本意見書を提出するものです。

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだに見通せない中、地方議会では、議員や関係者の新型コロナウイルス感染や濃厚接触者等により、議場に参集することができず、議会を開催できないなどの事態が発生し、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。

当市議会においては、平成30年6月、「誰もが政治参画しやすい社会をめざし実効性ある法整備を求める意見書」を。また、令和2年6月には、本意見書と同一件名の「オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書」を内閣総理大臣はじめ関係機関に提出するとともに、「デモテック（デモクラシー×テクノロジー）戦略特別委員会を設置し、官民学連携により、オンライン模擬本会議を繰り返して開催するなど、法改正後のオンライン本会議導入に向けて、実務上の観点からの検証、調査、新しい標準会議規則案の策定に向けて取り組んできたところである。

また、令和2年8月以来、既に45回を超えるオンライン委員会を開催し、「議論は場所ではない。オンラインでも十分審議、議論することができる」と解している。

令和3年3月12日の衆議院内閣委員会では、「地方自治体がそれぞれの事情に応じた判断の中でオンライン本会議の開催是非を決定できるように環境整備すべき」との中谷一馬議員の質問に対して、熊田裕通副大臣が「国会における出席という考え方にも留意しながら考えていく課題だと認識をしております。」と答弁されるなど、国における問題意識は、法解釈上の問題から国会との比較に論点が流されているとの印象を受けている。

しかし、国会準拠論に法的根拠はなく、地方分権の潮流にも逆行するものであり、コロナ禍が収束しない状況で、また、いつ起きるか分からない災害等を想定し、いまだにオンライン本会議を実用化できないことに対して、住民への合理的な説明責任を果たすことが自治体の現場ではできない。

さらに、少子高齢化社会が到来する中で、妊娠、出産、育児や介護、自らの疾病によって容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められている。

よって、本会議への出席、議決をオンラインによっても可能とする地方自治法の速やかな改正を改めて強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 デジタル大臣

意見書案第17号

気候危機回避のため原発に頼らず再生可能エネルギーを柱とした脱炭素社会を目指す意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和 3年12月14日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 建設経済常任委員会
委員長 金澤克仁

気候危機回避のため原発に頼らず再生可能エネルギーを柱とした脱炭素社会を目指す意見書（案）

世界は脱炭素社会へ向けて動き出しています。

イギリスで今年開催されたCOP26では、世界の平均気温上昇を1.5度に抑える努力を追求する
とした成果文書を11月13日に採択して閉幕しました。石炭火力発電の表現をめぐり各国の激しい
応酬がありましたが、「石炭火力発電の段階的な削減の努力を加速する」ことになりました。化石燃
料の大量消費により地球は温暖化し、私たちの大切な水資源、生態系、健康、食料供給、そして気
象災害など多種多様な分野に気候危機の影響を及ぼしていると言われていています。地球温暖化の源で
ある温室効果ガスの約92%は二酸化炭素で、その約85%をエネルギー起源のものが占めています。
そこで、気候危機を回避するためにはエネルギー対策が重点となります。

第6次エネルギー基本計画では、電源構成割合として、再生可能エネルギーが36～38%、化石燃
料による火力発電が41%、原子力発電が20～22%とされています。二酸化炭素を排出せず、地球の
温度上昇を抑えるためには、再生可能エネルギーで、100%を目指して進めていく必要があると思
います。化石燃料を輸入に頼っている日本だからこそ、経済面でも進めていく価値があると考えます。

また、二酸化炭素排出削減策の一つとして原子力発電(以下「原発」とします。)を挙げていま
すが、原発は本当に二酸化炭素を排出しない発電方法と言えるのでしょうか。原発を可動させるた
めのウランの採掘現場やウランの純度を上げるための工程の中では、莫大な二酸化炭素を排出して
います。そして、発生する使用済み核燃料、再処理、放射性廃棄物の処理・処分なども残された大
きな課題です。2011年3月11日の東日本大震災での福島第一原子力発電所事故を経験し、原発は
100%安全ではないこと、事故が起これば被害は甚大であることを思い知りました。原発に頼らず
に、脱炭素社会を目指すべきだと考えます。

このままでは未来を生きていく子供たちの暮らしや生命に支障を来していくことは明らかです。
私たちには、美しくかけがえの無い地球を良い状態で次の世代へ渡す責任があります。いますぐに、
「気候危機回避のため原発に頼らず再生可能エネルギーを柱とした脱炭素社会を目指す」ことを国
に強く求めます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、国に意見書を提出します。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 経済産業大臣 環境大臣

意見書案第18号

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 3年12月14日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 石井 めぐみ

〃 〃 山野井 隆

〃 〃 染谷 和博

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書（案）

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費（以下「文通費」という。）が、11月1日に当選確定した議員も含め、投開票日である10月31日を基準日として、10月分の満額100万円が支給されたということを発端に、文通費及び立法事務費の使途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっている。

文通費については、国会法第38条の規定により「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」、全ての国会議員に毎月100万円が支給されているが、法律上、当該手当については、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、その原資は国民が納めた税金から支出されているにもかかわらず、その使途が不明瞭かつ特権的であり、与野党間で日割り支給の改正のみに留めようとしていることも含め、国民からの大きな政治不信を生んでいる。

よって、文通費及び立法事務費の使途の透明性と公正性を担保し、納税者から納得される国会議員の活動の在り方となるよう、下記事項について、早急に所要の法改正等を講じるよう、強く求める。

記

- 1 文通費及び立法事務費の使途について、地方議会の政務活動費と同様に、領収書及び活動内容が分かる書類を添付した収支報告書の提出及びインターネット公開を責務とする規定を設けること。
- 2 文通費及び立法事務費を政治団体等へ寄付する行為を禁ずる規定を設けること。
- 3 文通費及び立法事務費の支出が、支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務とする規定を設けること。
- 4 文通費及び立法事務費からの支出については、可能な限り、デジタル記録を残せるよう、努力規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

意見書案第19号

文書通信交通滞在費及び政党交付金の廃止並びに立法事務費の充実を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 3年12月14日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 細谷典男

〃 〃 根岸裕美子

文書通信交通滞在費及び政党交付金の廃止並びに立法事務費の充実を求める意見書（案）

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費が支給されたことから議員特権の問題として浮上しました。これに対して国会の論議では、各党の主張は異なっても毎月100万円という既得権は離したくないという姿勢は明らかです。

文書通信交通滞在費については、議員特権であり国民からの大きな政治不信を生んでいる要因にもなっています。

現状は第2の給与といっても過言ではない状況です。これは日割り、領収証添付、返金などの小手先の改革では本質は変わることはなく、文書通信交通滞在費そのものの廃止という抜本的な解決策が必要です。

本来、国会は国民のためにあるものであり、国会が立法機関として機能するための調査研究活動経費の必要性は多くの国民が認めており、税金で賄うことに異論はないと思います。

不明朗な文書通信交通滞在費に代わり、国会議員の立法に関する調査研究活動を行うため必要経費として支給される立法事務費について用途を明確にすることなどを条件に充実するよう求めます。上記の考えから政党交付金の廃止も併せて求めていきます。

よって、下記の事項について、所要の法改正等を講じるよう求めます。

記

- 1 文書通信交通滞在費を廃止すること。
- 2 政党交付金を廃止すること。
- 3 立法事務費の用途を明確にし、充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長